

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 3 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（登録事項） 第 5 条 名簿には、次の事項を登録する。 （1） [略] （2） 氏名、<u>生年月日及び性別</u> （3）～（6） [略] （登録状況の報告） 第12条の 6 [略] 2 [略] 3 報告書等（第 1 項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。 （1） 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの （2） [略] （受験申込書） 第16条 [略] <u>（電子情報処理組織による申請等）</u> 第16条の 2 指定試験機関は、第14条第 1 項に規定する申請及び前条第 2 項の規定による受験の申込み（以下「申請等」という。）については、第14条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、指定試験機関が定めるところにより、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子	（登録事項） 第 5 条 名簿には、次の事項を登録する。 （1） [略] （2） 氏名 （3）～（6） [略] （登録状況の報告） 第12条の 6 [略] 2 [略] 3 報告書等（第 1 項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。 （1） 指定登録機関の使用に係る電子計算機（<u>入出力装置を含む。以下同じ。</u>）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの （2） [略] （受験申込書） 第16条 [略] <u>2 指定試験機関は、前項の規定による受験申込書の提出について、同項の規定にかかわらず、指定試験機関が定めるところにより、指定試験機関の使用に係る電子計算機と当該提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</u>

<u>計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>)を使用して行わせることができる。 (登録事項の変更の届出) 第20条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による<u>一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届</u>を指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。 (廃業等の届出) 第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、別に定める様式による<u>一級・二級・木造建築士事務所廃業等届</u>に建築士事務所に係る登録通知書を添えて、指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。	(登録事項の変更の届出) 第20条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による<u>建築士事務所登録事項変更届</u>を指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。 (廃業等の届出) 第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、別に定める様式による<u>建築士事務所廃業等届</u>に建築士事務所に係る登録通知書を添えて、指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の建築士法施行細則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。